

第1次調査

● 浸水深による判定(続き)

⇒ p2-6 1 (2) 浸水深による判定

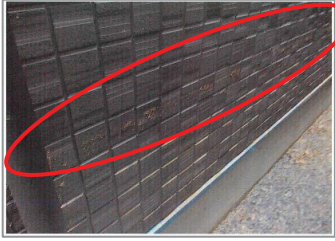


津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている
とは言えない場合

<例>



20104

外壁に「浸水により仕上材の汚損が見られる(程度Ⅲ)」の被害がみられるが、水流やがれきの衝突等による破壊は見られない
(運用指針P2-9【外壁・建具の損傷程度50～100%(浸水による損傷を除く)の損傷の例示】に該当しない)

		(具体的な損傷の例)	
		外壁	建具
程度Ⅲ	 <p>20105</p> <p>【共通】浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。 浸水により仕上材の汚損が見られる。 浸水により塗土の半分が剥落している。</p>		
程度Ⅳ			
程度Ⅴ	 <p>20045</p> <p>【共通】 ・浸水により下地材、パネルの吸水、膨張、不陸が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の浮き・剥離・脱落が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。 ・浸水により塗土の大半が剥落している。</p>	 <p>20100</p> <p>【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。(再使用が不可能な程度)</p>	